証券コード 4360
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目8番4号
株式会社マナック・ケミカル・パートナーズ
代表取締役会長 杉之原祥二

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、行使期限であります**2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに**以下に従い議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使

議決権行使サイト（https://www.web54.net）にアクセスし、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

→4～5頁をご覧ください。

インターネットによるライブ配信

株主の皆様に本株主総会の模様をご覧いただけるよう、当日は**インターネットによるライブ配信**を実施いたします。

→6～8頁をご覧ください。

記

1．日　　時　2022年６月23日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）
2．場　　所　東京都中央区京橋三丁目１番１号
東京スクエアガーデン　５階　東京コンベンションホール 中会議室Ⅱ

3．目的事項

報告事項
1．第１期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第１期（2021年10月１日から2022年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　監査等委員である取締役以外の取締役５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額決定の件
第４号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第５号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参していただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://mcps.co.jp/）に修正後の内容を掲載いたします。

【新型コロナウイルス感染予防のための対応につきまして】

・会場内は、座席の間隔をとった配置とさせていただきます。
・会場へご入場いただく際は、マスク着用と検温、アルコール消毒液の使用についてご協力をお願いいたします。
・体調がすぐれないようにお見受けされる株主様につきましては、会場へのご入場をお控えいただく場合がございます。
・本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

【株主総会のお土産に関するお知らせ】

・本株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

【株主総会のライブ配信のご案内】

・株主総会は株主様との重要な接点であるとの認識から、広く株主様に株主総会の模様をご覧いただくために、本株主総会のライブ配信を行います。
・ライブ配信は、「マナック・ケミカル・パートナーズ株主総会・ライブ配信」を通じて行います。ただし、本ライブ配信でのご参加は、会社法上、当日、議決権の電子行使が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会ではなく、株主総会の視聴のみのハイブリッド参加型株主総会となります。そのため、動議提出、動議採決及び当日の質問は行うことはできません。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後５時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

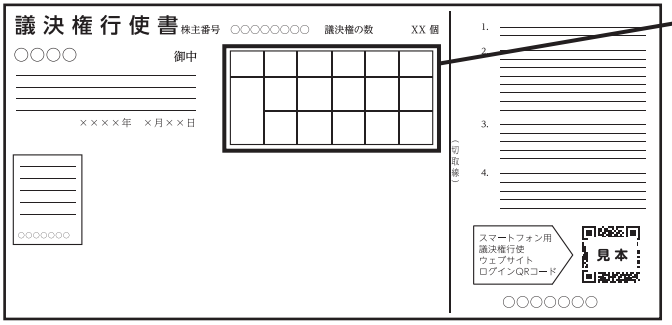

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・３・４・５号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

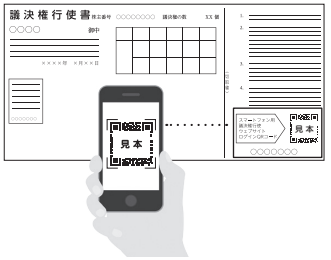

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

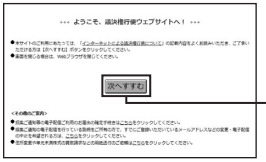

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

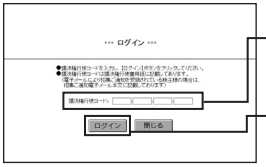

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

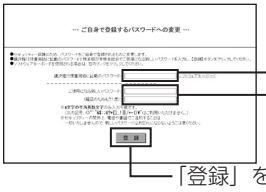

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

インターネットによるライブ配信のご案内

【サイト名称】

マナック・ケミカル・パートナーズ株主総会・ライブ配信
https://mcps.premium-yutaiclub.jp/

【会員登録】
上記のURLもしくはQRコードよりサイトにアクセスし、必要な情報をご入力のうえ、
会員登録をお願いいたします。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【会員登録作業に必要なユーザ情報】
1）株主番号　ご自身の株主番号をご入力ください。
2）郵便番号　2022年３月末時点の郵便番号をご入力ください。
その後、仮登録完了メールが届きますので、本登録作業を完了してください。

バーチャル株主総会の視聴

株主総会当日、ログインして「バーチャル株主総会」ページへアクセスしてください。
【公開日時】
2022年６月23日（木曜日）午前９時30分から
※本株主総会の開始は午前10時からとなりますが、開始30分前よりアクセスは可能になります。

【ご注意事項】

・ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、中継にあたっては会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承賜りますようお願い申しあげます。
・ライブ配信内での議決権行使はできません。議決権行使書（ハガキ）のご返送又はインターネットによる事前行使をお願い申しあげます。
・ご使用の通信機器や視聴環境（ネットワーク環境）によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不具合が生じる場合がありますので予めご了承賜りますようお願い申しあげます。
・ご視聴いただく際のプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料等は、株主の皆様がご負担くださいますようお願い申しあげます。

【ライブ配信の視聴に関するお問合せ】
マナック・ケミカル・パートナーズ株主総会・ライブ配信　ヘルプデスク
お問合せ先：0120-980-965
通話料無料／受付時間　午前9時～午後５時
（土・日・祝日・年末年始を除く。）

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社は、2021年10月１日付で単独株式移転の方法により、マナック株式会社の完全親会社として設立されました。

新たなグループ経営体制のもと、グループ内外の連携をより注力し、今まで以上に成長を軸足に置き、迅速な意思決定で「非連続的成長」を目指してまいります。

当連結会計年度における国内経済は、輸出や設備投資の増加を背景に景気持ち直しの動きは続いているものの、新型コロナウイルス感染症再拡大への懸念から社会・経済活動は制限され、依然として先行き不透明な状況が続きました。世界経済につきましては持ち直しの動きが広がりましたが、新型コロナウイルス感染症再拡大や原料価格の高騰、ウクライナでの地政学上のリスクの高まり等により先行きに不透明感が増しました。

このような環境の下で当社グループは、国内外の市場における顧客への取引深耕に一体となり積極的に取組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は10,703百万円、営業利益は740百万円、経常利益は881百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は712百万円となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

＜ファインケミカル事業＞

ファインケミカル事業につきましては、前期は新型コロナウイルス感染症の影響による一部製品需要の鈍化があったものの、需要が回復したことにより売上は好調に推移いたしました。

その結果、売上高は4,535百万円となりました。

＜難燃剤事業＞

難燃剤事業につきましては、前期は新型コロナウイルス感染症の影響による消費減退傾向が現れたことにより家電製品等に使用されるプラスチック用難燃剤の需要が鈍化いたしましたが、その需要も回復したことから売上は好調に推移いたしました。

その結果、売上高は4,993百万円となりました。

＜ヘルスサポート事業＞

ヘルスサポート事業につきましては、人工透析用原料は安定した国内需要を維持いたしました。また、広島大学と共同開発（特許取得）し製品化した固定化抗菌剤「Ｅｔａｋ®」の需要は、当期に入り若干落ち着いてまいりました。

その結果、売上高は1,174百万円となりました。

事業区分	売上高	構成比	増減率
	百万円	%	%
ファインケミカル事業	4,535	42.4	－
難燃剤事業	4,993	46.6	－
ヘルスサポート事業	1,174	11.0	－
合計	10,703	100.0	－

（注）当社は2021年10月１日設立のため、増減率については記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は664百万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、所要資金については、自己資金により充当しております。

・当連結会計年度中に取得した主要設備

マナック株式会社　福山工場　難燃剤設備

マナック株式会社　福山工場　ファインケミカル関連設備

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に特記すべき資金調達は行っておりません。

⑵ 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第１期 (当連結会計年度) (2021年度)
売上高（百万円）	10,703
経常利益（百万円）	881
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	712
１株当たり当期純利益（円）	90.52
総資産（百万円）	13,585
純資産（百万円）	10,293

（注）１株当たり当期純利益は、期中の平均株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第１期 (当事業年度) (2021年度)
営業収益（百万円）	317
経常利益（百万円）	188
当期純利益（百万円）	174
１株当たり当期純利益（円）	22.05
総資産（百万円）	10,563
純資産（百万円）	10,483

（注）１株当たり当期純利益は、期中の平均株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	事　業　内　容
マナック株式会社	300百万円	100%	ファインケミカル事業、難燃剤事業、ヘルスサポート事業
八幸通商株式会社	20百万円	100% (100%)	ファインケミカル事業、ヘルスサポート事業
マナック（上海）貿易有限公司	3,500千人民元	100% (100%)	中国国内における化学品の輸出入業務

（注）1．当社の議決権比率の（　）内は、間接所有割合で内数であります。

2．当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	マナック株式会社
特定完全子会社の住所	東京都中央区日本橋三丁目８番４号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	8,434百万円
当社の総資産額	10,563百万円

⑷ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症流行の長期化、地政学リスク、国内外の経済情勢、原材料・燃料エネルギー・設備資材等の価格高騰、物流の不透明感や為替の影響等、引き続き、先行き不透明な状況が継続するものと考えられます。

このような状況において当社グループは、原材料・燃料エネルギー・設備資材等の価格高騰や調達難化への対応を重要な課題と認識しております。工場の生産効率化による更なるコストダウンに取り組むとともに、製品価格への一部転嫁等の継続的な取り組みを行ってまいります。また、サプライチェーン上、調達が不安定な状況になっている、もしくはそのような状況が想定される製品については、安定的な原材料調達を行えるよう複数購買対象の拡大等、調達プロセスの改善を行ってまいります。

各事業につきまして、ファインケミカル事業は、既存製品の収益性向上、グローバル展開及び医薬関連製品の安定生産及び供給体制の構築を課題として認識しております。その施策として、当社グループのマナック株式会社福山工場において安定生産及び供給のために必要な維持投資を着実に実行してまいります。

難燃剤事業は、既存難燃剤の収益性向上及び新製品開発の必要性を認識しております。その施策として、中国現地法人であるマナック（上海）貿易有限公司を活用し、需要が旺盛な中国市場に向けた拡販、工場におけるコストダウン及び当社グループの各研究所において難燃不燃材料等の新製品開発活動を継続的に行ってまいります。

ヘルスサポート事業につきましては、サプライチェーンの維持に努め、顧客ニーズに合わせた人工透析用原料や抗菌剤原料等、社会に必要とされる製品を安定的且つ持続的に供給してまいります。

加えて、当社グループは、企業の社会的責任を認識し、内部統制の有効性を高め、コンプライアンスを徹底いたします。また、優秀な人材の確保・育成を図り、安全操業、環境に配慮した事業活動を行ってまいります。さらに、自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の再拡大に備え、定期的な災害防止活動やＢＣＰの運用等、事業リスクの最小化に向けた施策を改善・継続してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ 主要な事業内容（2022年３月31日現在）

当社グループの事業及び主要製品は次のとおりであります。

事 業 区 分	主 要 製 品
ファインケミカル事業	機能性材料及び医薬品とそれらの中間体
難燃剤事業	プラスチック用難燃剤とそれらの関連製品
ヘルスサポート事業	人工透析用原料、抗菌剤原料

⑹ 主要な営業所及び工場（2022年３月31日現在）

① 当社

本社　　：東京都中央区

② 子会社

マナック株式会社

本社　　：東京都中央区
大阪営業所　：大阪市西区
福山工場　　：広島県福山市
郷分事業所　：広島県福山市

八幸通商株式会社

本社　　：東京都中央区
鹿島工場　　：茨城県神栖市

マナック（上海）貿易有限公司

本社　　：中国上海市

⑺ 使用人の状況（2022年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ファインケミカル事業	99名	－名
難燃剤事業	45	－名
ヘルスサポート事業	15	－名
全社（共通）	82	－名
合計	241	－名

（注）１．使用人数は就業人員であります。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、当社において、特定の事業区分に区分できない管理部門等に所属している人数であります。
３．当社は2021年10月１日設立のため、前連結会計年度末比増減については記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	－名	43.2歳	12.7年

（注）１．当社の使用人はマナック株式会社からの兼務出向者であります。
２．当社は2021年10月１日設立のため、前事業年度末比増減については記載しておりません。
３．平均勤続年数は、出向元での勤続年数を通算しております。

⑻ 主要な借入先の状況（2022年３月31日現在）

当社グループの主要な借入先及び借入額は次のとおりであります。

借入先	借入額
株式会社広島銀行	225百万円
株式会社三井住友銀行	33百万円
株式会社千葉興業銀行	31百万円
株式会社商工組合中央金庫	1百万円

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2022年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　23,200,000株
② 発行済株式の総数　8,625,000株
③ 株主数　3,429名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
東ソー株式会社	1,608千株	20.3%
一般財団法人松永財団	1,340	16.9
株式会社広島銀行	322	4.1
杉之原祥二	278	3.5
株式会社合同資源	200	2.5
マナック社員持株会	155	2.0
村田耕也	121	1.5
光和物産株式会社	121	1.5
中尾薬品株式会社	101	1.3
東洋証券株式会社	100	1.3

（注）１．当社は、自己株式を711千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）	54,000株	3名
監査等委員である取締役	9,000株	3名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告19頁「③取締役の報酬等」に記載しております。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	杉之原 祥二	株式会社リグノマテリア 取締役 日東製網株式会社 社外取締役
代表取締役社長	村田 耕也	マナック株式会社 代表取締役社長執行役員 兼 研究所関与
代表取締役専務	小林 和正	マナック株式会社 取締役専務執行役員 福山総代表 兼 福山工場関与 兼 環境品質保証室担当
常務取締役	千種 琢也	マナック株式会社 取締役常務執行役員 ファインケミカル事業部、ヘルスサポート事業部、事業管理担当 兼 マテリアル・ソリューション事業部関与 マナック（上海）貿易有限公司 董事長 八幸通商株式会社 取締役
取締役	亀崎 尊彦	東ソー株式会社 執行役員 有機化成品事業部長 兼 企画開発室長
取締役	相田 美砂子	広島大学学術・社会連携室特任教授、学長特命補佐（研究人材育成担当）
取締役（常勤監査等委員）	杉之原 誠	マナック株式会社 監査役 八幸通商株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	内海 康仁	光和物産株式会社 代表取締役会長 株式会社松永カントリークラブ 代表取締役社長
取締役（監査等委員）	豊田 基嗣	豊田公認会計士事務所 代表 株式会社ブルーフィールドコンサルティング 代表取締役 株式会社サニーサイドアップグループ 社外取締役（監査等委員） アシードホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）

（注）１．取締役 亀崎尊彦氏及び相田美砂子氏並びに取締役（監査等委員） 内海康仁氏及び豊田基嗣氏は社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員） 豊田基嗣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

4．当社は、取締役（監査等委員） 内海康仁氏及び豊田基嗣氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

5．当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認された場合には、各取締役が当該保険契約に基づく被保険者となります。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項とされており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該保険契約は１年毎に契約を更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
監査等委員である取締役以外の取締役 （うち社外取締役）	86百万円 (3)	62百万円 (3)	23百万円 (－)	6名 (2)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	12 (6)	8 (3)	3 (2)	3 (2)
合　　計 （うち社外役員）	98 (9)	71 (7)	27 (2)	9 (4)

（注）1．当社定款で定める当社設立日から最初の定時株主総会の時までの期間の取締役の報酬等の額は以下のとおりであります。なお、当社定款については、2021年６月24日に開催しましたマナック株式会社の第76回定時株主総会において承認を得ております。当該株主総会終結時点で対象とされていた監査等委員である取締役以外の取締役の員数は６名（うち社外取締役２名）、監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役２名）であります。

①監査等委員である取締役以外の取締役：160百万円以内

（うち社外取締役分８百万円以内）

②監査等委員である取締役：24百万円以内

③取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬

監査等委員である取締役以外の取締役：64百万円以内

（うち社外取締役分320万円以内）

監査等委員である取締役：960万円以内

2．非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

ロ．非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとしております。

【譲渡制限の内容】

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、３年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

【譲渡制限付株式の無償取得】

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

【譲渡制限の解除】

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

但し、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

【組織再編等における取扱い】

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役を退任することとなるときには、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除が生じない場合には、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

ハ．取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・監査等委員である取締役以外の取締役の報酬限度額は、2021年６月24日開催のマナック株式会社第76回定時株主総会において年額160百万円以内（うち社外取締役分８百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額24百万円以内と決議いただいております。当社設立時点の監査等委員である取締役以外の取締役の員数は６名（うち、社外取締役は２名）、監査等委員である取締役は３名（うち、社外取締役は２名）であります。

また、上記年額報酬とは別枠として、2021年６月24日開催のマナック株式会社第76回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、監査等委員である取締役以外の取締役は年額64百万円以内（うち社外取締役分320万円以内）、監査等委員である取締役は年額960万円以内と決議いただいております。当社設立時点の監査等委員である取締役以外の取締役の員数は６名（うち、社外取締役は２名）、監査等委員である取締役は３名（うち、社外取締役は２名）であります。

二．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年10月１日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名諮問・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

・個人別の基本報酬の額の決定に関する方針等（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じ、当社の過去の取締役の報酬水準、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

・個人別の株式報酬の内容および数の決定に関する方針等（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の株式報酬は、事業年度終了後４か月以内に年１回支給するものとし、譲渡制限付株式を内容とし、監査等委員である取締役以外の取締役に対し割り当てる株式数は６万株（うち社外取締役に対しては３千株）を、監査等委員である取締役に対し割り当てる株式数は１万株を、それぞれ上限といたします。対象たる株式の譲渡制限期間は割当日から３年以上で取締役会が定める期間といたします。なお、株式報酬の内容及び数の決定に関する方針は、基本報酬におけるものと同様といたします。

・報酬の種類ごとの割合の決定方針

当社の取締役の株式報酬の総数は、原則として、株主総会において承認を受けた株式数の上限とするため、その額は、株価変動の影響を受け、報酬の種類ごとの割合も同様であります。

ホ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当該事業年度に係る当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長 杉之原祥二氏に各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名諮問・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ており、上記の委任を受けた代表取締役会長は、当該答申の内容を尊重し決定しております。

④ 社外役員に関する事項

1．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役　亀崎尊彦氏は、東ソー株式会社の執行役員を兼務しております。なお、当社子会社であるマナック株式会社は同社との間に商品及び原材料の仕入、製品の販売等の取引関係があります。

・取締役（監査等委員）　内海康仁氏は、光和物産株式会社の代表取締役会長及び株式会社松永カントリークラブの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社子会社であるマナック株式会社は光和物産株式会社との間に原材料の仕入等の取引関係があります。

・その他社外役員の重要な兼職先との間には取引関係はありません。

2．会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

3．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

区分	取締役会		監査等委員会	
	出席回数（開催回数）	出席率	出席回数（開催回数）	出席率
取締役　亀崎尊彦	5回（6）回	83.3 %	－回（－）回	－ %
取締役　相田美砂子	6（6）	100.0	－（－）	－
取締役（監査等委員）　内海康仁	6（6）	100.0	6（6）	100.0
取締役（監査等委員）　豊田基嗣	6（6）	100.0	6（6）	100.0

・取締役会及び監査等委員会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 亀崎尊彦氏は、ファインケミカルを中心とした化学業界に関する専門的な知見に基づき、当社の経営に対する実効性の高い助言・提言等を行っていただくことに十分な役割を果たしております。また、取締役会において、客観的・中立的経営思考の観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。

取締役 相田美砂子氏は、当社の事業領域である化学分野の専門的な知見に基づき、当社の経営に対する実効性の高い助言・提言等を行っていただくことに十分な役割を果たしております。また、取締役会において、客観的・中立的経営思考の観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員） 内海康仁氏は、企業経営に関する豊富な知見に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしております。また、取締役会及び監査等委員会において、客観的・中立的な経営監視の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員） 豊田基嗣氏は、公認会計士としての豊富な知見に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たしております。また、取締役会及び監査等委員会において、客観的・中立的な経営監視の観点及び公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　4百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　24百万円

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

（注）当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【1】業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社の取締役及び使用人は、社会における企業人として求められる倫理観に基づき、企業行動憲章及び倫理規程に従い、また法令及び定款を遵守し、適切な経営と業務執行を行う。

2）取締役は、重大な法令・社内規程違反や、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会又は監査等委員会に報告する。

3）業務の遂行が、法令及び定款に適合することを確保するため、監査室が内部監査を行い、また、問題が生じた場合は就業規則に則り適正な処分を行う。

4）法令順守において疑義のある行為に気づいた場合に、使用人が直接通報を行う手段として、当社子会社に内部通報制度を制定し運用する。
また、社外窓口として弁護士等を活用し、通報者の希望により匿名性を保障すると共に、通報者に不利益がないことを確保する。

5）監査等委員会は、コンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めたときは、意見を述べると共に、改善策の提示を求めることができる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）取締役が関与する職務の執行に係る文書及び重要な情報については、文書規程及び情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存・管理する。

2）法令又は証券取引所の適時開示規則に従い、必要な情報開示を行う。

3）上記1）の文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）経営に重大な影響を与えるリスクに対処するため、予め必要な対応方針を整備し、発生したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

2）リスク管理体制の対応のためリスク管理規程を定め、それに沿った運営を行う。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役の職務執行については、取締役会規程、役員関係規程、組織規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細等について定め、効率的な職務執行を行う体制を構築する。

2）取締役会は原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項についての審議、議決、また、取締役の業務執行状況の監督等を行う。

⑤　当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）関係会社管理に関する規程に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備し指導すると共に、内部通報制度の子会社等への適用拡大を図る。

2）監査等委員会並びに内部監査部門にて定期的に子会社等の業務監査を実施し、また、子会社の監査役と情報交換の場を設け、監査実施状況及びその結果は、その重要度に応じて取締役会等の所定の会議にて報告を行う。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性に関する事項

1）監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会から求められた場合は、監査等委員会と協議の上、合理的な範囲で決定する。

2）当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることとし、また、当該使用人は、当社及びその子会社の業務執行に係る役職は兼務しない。

⑦　取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告等を行うと共に、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

2）監査等委員会は、内部監査部門と緊密な連携を保ち、必要に応じて当該部門及び関連部門に調査を求めることができる。

3）監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見・情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人にその監査に関する報告を求める。

4）監査等委員会は、必要に応じて会社の顧問弁護士とは別に、外部のコンサルタント等を活用することができる。

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

①　コンプライアンス及びリスク管理

当社及びその子会社の役職員に対して、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、社内グループウェアによる情報発信及びコンプライアンスハンドブック等を使用した教育の実施や内部通報制度の周知を継続実施いたしました。

また、コンプライアンス委員会を設置し、定期的に取締役会に活動内容の報告をいたしました。

②　職務の執行の適正及び効率性

取締役会は、監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）を含む９名（うち社外取締役４名）で構成されております。取締役会においては各議案についての審議、業務執行の状況等を監督いたしました。

③　監査等委員会の職務執行

監査等委員会において定めた監査等委員会監査基準に基づき、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況について書類の閲覧等を実施すると共に定期的に報告を受けました。また、会計監査人からの四半期毎の結果報告及び意見交換を行うことにより、適正な監査を実施しているかを検証いたしました。

④　財務報告の適正性と信頼性の確保

財務報告の適正性と信頼性の確保のため、内部統制の整備、運用及び評価のための計画を決定すると共に、当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、その結果を代表取締役に報告いたしました。

⑹　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨を定款に定めており、株主の皆様への利益還元を重要な資本政策の一つと位置付けております。また、利益配分につきましては、長期的観点から事業収益の拡大と株主資本利益率の向上を図ると共に、自己資本の充実と財務体質強化、株主の皆様への長期的、安定的な配当水準の維持に努めることを基本方針とし、利益配当額を決定しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記方針に基づき、財務状況並びにマナック株式会社中期計画の達成度合いを総合的に勘案し、2022年４月28日開催の取締役会にて、１株当たり7.5円とすることに決定いたしました。これにより、当事業年度の年間配当金は、マナック株式会社の中間配当金１株当たり7.5円とあわせまして15円となります。

（注）本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,432**	**流動負債**	**3,199**
現金及び預金	2,044	買掛金	1,925
売掛金	3,684	短期借入金	291
電子記録債権	304	未払法人税等	36
商品及び製品	1,098	賞与引当金	165
仕掛品	343	その他	781
原材料及び貯蔵品	576	**固定負債**	**91**
その他	382	役員退職慰労引当金	7
貸倒引当金	△3	繰延税金負債	51
固定資産	**5,153**	その他	32
有形固定資産	**2,963**	**負債合計**	**3,291**
建物及び構築物	645	**純資産の部**	
機械装置及び運搬具	1,164	**株主資本**	**10,113**
土地	906	**資本金**	**300**
建設仮勘定	76	**資本剰余金**	**3,465**
その他	170	**利益剰余金**	**6,865**
無形固定資産	**231**	**自己株式**	**△517**
リース資産	222	**その他の包括利益累計額**	**179**
その他	8	**その他有価証券評価差額金**	**175**
投資その他の資産	**1,958**	**繰延ヘッジ損益**	**△1**
投資有価証券	1,657	**為替換算調整勘定**	**6**
繰延税金資産	65	**純資産合計**	**10,293**
その他	235		
資産合計	**13,585**	**負債純資産合計**	**13,585**

（注）記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

連結損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**10,703**
売上原価		**8,269**
売上総利益		**2,433**
販売費及び一般管理費		**1,693**
営業利益		**740**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	43	
助成金収入	28	
保険解約返戻金	31	
その他	47	151
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	7	
その他	1	10
経常利益		**881**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	67	68
特別損失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券売却損	7	9
税金等調整前当期純利益		**940**
法人税、住民税及び事業税	203	
法人税等調整額	24	228
当期純利益		**712**
親会社株主に帰属する当期純利益		**712**

（注）記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,757	1,985	6,289	△536	9,496
連結会計年度中の変動額					
株式移転による変動	△1,457	1,457			－
剰余金の配当			△137		△137
親会社株主に帰属する当期純利益			712		712
自己株式の処分		22		18	41
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△1,457	1,480	575	18	617
当期末残高	300	3,465	6,865	△517	10,113

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	271	△0	△1	268	9,765
連結会計年度中の変動額					
株式移転による変動					－
剰余金の配当					△137
親会社株主に帰属する当期純利益					712
自己株式の処分					41
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△95	△1	7	△88	△88
連結会計年度中の変動額合計	△95	△1	7	△88	528
当期末残高	175	△1	6	179	10,293

（注）記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

当社は、2021年10月１日にマナック株式会社の単独株式移転により設立されました。当連結会計年度の連結経営成績は、単独株式移転により完全子会社となったマナック株式会社の連結経営成績を引き継いで作成しております。

⑴ 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　３社

・連結子会社の名称　マナック株式会社
八幸通商株式会社
マナック（上海）貿易有限公司

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の数　１社

・非連結子会社の名称　エムシーサービス株式会社

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

⑵ 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
該当はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称
エムシーサービス株式会社（非連結子会社）
ヨード・ファインケム株式会社（関連会社）

・持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて重要性に乏しく、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、マナック（上海）貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、マナック（上海）貿易有限公司については、３月31日を決算日とみなした仮決算に基づく計算書類を使用しております。

マナック株式会社及び八幸通商株式会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．デリバティブ

・時価法を採用しております。

ハ．棚卸資産の評価基準及び評価方法

・評価基準　原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・評価方法　月次総平均法（ただし、貯蔵品は最終仕入原価法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物　25～31年

機械装置　5 ～ 8 年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産　定額法を採用しております。

ハ．リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員への賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、連結子会社であるマナック株式会社の内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

④　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産・負債は連結決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑸　重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これにより、商品販売における収益について、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。また、売上割引については売上高より控除しております。

⑹　その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建予定取引（売上債権・仕入債務）

ハ．ヘッジ方針　　デリバティブ取引は、リスクヘッジ目的のみで使用することとし、投機的な取引は行わない方針としております。

ニ．ヘッジの有効性評価　　ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成にあたり必要となる見積りについては、過去の実績や市況予測等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性のため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。当社の連結計算書類で採用する重要な会計方針は、「1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、連結計算書類の作成にあたって用いた特に重要な会計上の見積り及び仮定については、次のとおりであります。

（棚卸資産の評価）

⑴ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	1,098百万円
仕掛品	343百万円
原材料及び貯蔵品	576百万円

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ⑷会計方針に関する事項 ①重要な資産の評価基準及び評価方法 ハ．棚卸資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、棚卸資産の貸借対照表価額は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により算定されております。一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、将来の販売可能性が低下しつつあると仮定し、引き合いや受注状況等を考慮し総合的に検証を行った上で、販売可能性が低下したと認められる場合には、簿価切下げを実施しております。また、市況変化により販売単価が棚卸在庫単価を下回る等、棚卸資産の収益性が低下したと認められる場合にも、同様に簿価切下げを実施しております。

しかしながら、将来において、販売先の需要が縮小した場合、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となり、翌連結会計年度において、回収が見込まれない棚卸資産の評価損を計上又は棚卸資産を廃棄する可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　11,845百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数　　普通株式　8,625千株

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

イ．2021年４月23日開催のマナック株式会社取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　78百万円
・１株当たり配当額　10.0円
・基準日　2021年３月31日
・効力発生日　2021年６月10日

ロ．2021年11月４日開催のマナック株式会社取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　58百万円
・１株当たり配当額　7.5円
・基準日　2021年９月30日
・効力発生日　2021年11月26日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年４月28日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　59百万円
・１株当たり配当額　7.5円
・基準日　2022年３月31日
・効力発生日　2022年６月９日

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外取引先等への販売により生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、１年内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、短期運転資金及び設備投資資金として調達したものであり、償還日は最長で決算日後１年であります。このうち、一部については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項　⑹その他連結計算書類作成のための重要な事項　重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、事業部門と管理部門が共同して取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用については、高格付を有する金融機関との取引に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた要綱に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。

なお、連結子会社においても、外貨建て営業債権債務、投資有価証券、デリバティブ取引について、当社に準じて、市場リスクの管理を行っております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）４参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
投資有価証券			
その他有価証券	1,285	1,285	－
資産計	1,285	1,285	－
デリバティブ取引	－	－	－

（注）１．「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「短期借入金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

３．デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法毎の連結決算日における契約額又は契約に定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち１年超	時価
為替予約の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	118	－	△5
	買建 米ドル	買掛金	51	－	2
合計			169	－	△2

４．市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	371

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

⑶ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,046	－	－	1,046
資産計	1,046	－	－	1,046

（注）表中に含まれていない投資信託の連結貸借対照表における金額は、239百万円となります。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

６．収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			
	ファインケミカル事業	難燃剤事業	ヘルスサポート事業	合計
製品	3,432	4,991	727	9,150
商品	1,103	2	447	1,552
顧客との契約から生じる収益	4,535	4,993	1,174	10,703
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	4,535	4,993	1,174	10,703

⑵ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「⑸重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報は重要性が乏しいため注記を省略しております。

7．1株当たり情報に関する注記

⑴	1株当たり純資産額	1,300円81銭
⑵	1株当たり当期純利益	90円52銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9．企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

（単独株式移転による持株会社の設立）

1．取引の概要

2021年5月11日開催のマナック株式会社取締役会及び2021年6月24日開催の同社第76回定時株主総会において、単独株式移転により持株会社（完全親会社）である「株式会社マナック・ケミカル・パートナーズ」を設立することを決議し、2021年10月1日に当社は設立されました。

(1) 結合当事企業の名称および事業の内容

名称：マナック株式会社

事業の内容：各種化学製品の製造及び販売

(2) 企業結合日

2021年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

(4) 結合後企業の名称

株式会社マナック・ケミカル・パートナーズ

(5) 企業結合の目的

当社グループは、以下の目的をもって持株会社体制に移行いたしました。

① 事業子会社への権限委譲による意思決定の迅速化

持株会社によるガバナンスの下で事業子会社に適切に権限を委譲することにより、マナックグループ全体の経営効率の向上及び各事業領域の事業環境の変化等に対応した意思決定の迅速化を図ります。

② 経営資源配分の最適化による成長の促進

海外市場の開拓、M＆A等による事業拡大及び社会の変化等に対応した新たな技術開発等のために、マナックグループの経営資源を戦略的に配分し、適切なリスクテイクの下での事業の成長、企業価値の向上を図ります。

③　グループ各社における優秀な人材の育成

持株会社と各事業子会社における役割・責任を明確化することで、経営リーダー人材と各事業領域における専門人材の双方の確保、育成を推進することにより、持続的な成長のために必要な経営基盤の強化を図ります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

10. その他の注記

（金額表示単位の変更）

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

貸借対照表

（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**823**	**流動負債**	**27**
		未払金	0
		未払費用	8
現金及び預金	700	その他	19
		固定負債	**51**
		繰延税金負債	51
前払費用	20	**負債合計**	**79**
		純資産の部	
未収入金	102	**株主資本**	**10,335**
		資本金	**300**
		資本剰余金	**10,378**
固定資産	**9,739**	資本準備金	75
		その他資本剰余金	10,303
		利益剰余金	**174**
投資その他の資産	**9,739**	その他利益剰余金	174
		繰越利益剰余金	174
投資有価証券	1,305	**自己株式**	**△517**
		評価・換算差額等	**147**
		その他有価証券評価差額金	**147**
関係会社株式	8,434	**純資産合計**	**10,483**
資産合計	**10,563**	**負債純資産合計**	**10,563**

（注）記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

損 益 計 算 書

（2021年10月 1 日から
2022年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		**317**
経営指導料	317	
営業費用		**144**
販売費及び一般管理費	144	
営業利益		**173**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1	
還付消費税等	13	
その他	0	15
経常利益		**188**
特別利益		
投資有価証券売却益	54	54
税引前当期純利益		**242**
法人税、住民税及び事業税	81	
法人税等調整額	△13	68
当期純利益		**174**

（注）記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年10月 1 日から
2022年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額										
株式移転による増加	300	75	10,308	10,383				10,683		10,683
剰余金の配当								－		－
当期純利益					174	174		174		174
自己株式の取得							△563	△563		△563
自己株式の処分			△4	△4			45	41		41
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－	147	147
当期変動額合計	300	75	10,303	10,378	174	174	△517	10,335	147	10,483
当期末残高	300	75	10,303	10,378	174	174	△517	10,335	147	10,483

（注）記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針

資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額金は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法を採用しております。

重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

2．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	87百万円
短期金銭債務	1百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

経営指導料	317百万円
営業取引以外の取引高（費用）	2百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度末の株式数
普通株式	771千株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4百万円
株式報酬前払費用	8百万円
繰延税金資産合計	13百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△65百万円
繰延税金負債合計	△65百万円
繰延税金負債の純額	△51百万円

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	マナック㈱	300	化学品の製造販売	所有 直接　100.0	経営指導 業務委託 役員の兼任	経営指導料の受取	317	未収入金	87
						業務委託料等の支払	2	未払金	1

（注）経営指導料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しております。

7．収益認識に関する注記

連結注記表「6．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額	1,324円77銭
⑵　1株当たり当期純利益	22円05銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月20日

株 式 会 社 マナック・ケミカル・パートナーズ
取 締 役 会　　御中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
広　島　事　務　所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　中　原　晃　生
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　平　岡　康　治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マナック・ケミカル・パートナーズの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マナック・ケミカル・パートナーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月20日

株 式 会 社 マナック・ケミカル・パートナーズ
取 締 役 会　　御中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
広　島　事　務　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　中　原　晃　生

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　平　岡　康　治

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マナック・ケミカル・パートナーズの2021年10月１日から2022年３月31日までの第１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年10月１日から2022年３月31日までの第１期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月24日

株式会社マナック・ケミカル・パートナーズ監査等委員会

監査等委員　杉之原　誠　㊞

監査等委員　内海康仁　㊞

監査等委員　豊田基嗣　㊞

（注）監査等委員　内海康仁及び豊田基嗣は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

③ 上記の新設される規定の効力に関する附則第４条を設けるものであります。なお、本附則第４条は、期日経過後に削除するものといたします。

④ 条文の新設に伴い、条数の整備を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（電子提供措置等） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 （２）　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第16条～第37条（条文省略）	第17条～第38条（現行どおり）
附則 第１条～第３条（条文省略）	附則 第１条～第３条（現行どおり）
（新　　設）	（株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第４条　定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 （２）　本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日後にこれを削除する。

第２号議案　監査等委員である取締役以外の取締役５名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう１名減員し、監査等委員である取締役以外の取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役以外の取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名諮問・報酬諮問委員会の答申を経ております。

監査等委員である取締役以外の取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）		略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	杉之原（すぎのはら）　祥（しょう）　二（じ） (1949年12月５日生)	1973年４月　マナック㈱入社 1990年６月　同社取締役 1998年６月　同社常務取締役営業本部長 2003年６月　同社代表取締役専務 2006年４月　同社代表取締役社長 2009年４月　八幸通商㈱代表取締役社長 2013年６月　同社代表取締役会長 2018年４月　マナック㈱代表取締役会長 2019年12月　㈱リグノマテリア取締役（現任） 2020年７月　日東製網㈱社外取締役（現任） 2021年10月　当社代表取締役会長（現任）	278,426株
取締役候補者とした理由		長年にわたり当社グループの経営を担い、グループ全体を牽引してきた実績と経営全般における豊富な経験を有しており、それらを活かして取締役会の更なる機能強化及び当社グループの今後の成長・発展に資するため、取締役候補者といたしました。	

氏名 （生年月日）		略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	※ 笠井正信（かさいまさのぶ） (1961年9月11日生)	1989年４月　東ソー㈱ 入社 1996年４月　同社科学計測事業部 技術部 開発課 1999年10月　同社科学計測事業部 企画開発室 2001年４月　TOSOH MEDICS,INC.（出向） 2007年６月　東ソー㈱ バイオサイエンス事業部 企画開発室 2011年４月　Tosoh Europe N.V.（出向） 2015年６月　東ソー㈱ 理事 兼 Tosoh Europe N.V.取締役社長 2016年６月　東ソー㈱ 執行役員 バイオサイエンス事業部副事業部長 兼 企画開発室長 2019年６月　同社執行役員 バイオサイエンス事業部長 兼 企画開発室長 2021年１月　同社執行役員バイオサイエンス事業部長（現任）	－株
取締役候補者とした理由		同業他社においてバイオサイエンス事業に従事し、化学業界全般の知識・経験を有し、国内及び海外における事業に精通しており、当社グループの更なる成長・発展に対する貢献が期待できることから、取締役候補者といたしました。	

氏名（生年月日）		略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	千種（ちぐさ）琢也（たくや） (1957年11月25日生)	1980年４月　三菱商事㈱入社 1993年１月　同社シンガポール支店 資材部長 2002年12月　三菱商事（上海）有限公司資材事業部長（出向） 2010年４月　三菱製紙販売㈱（現三菱王子紙販売㈱）（出向） 2013年６月　同社執行役員社長室長 マナック㈱社外取締役 2015年６月　マナック㈱社外取締役（監査等委員） 2017年４月　同社常務取締役 社長室長 兼 管理部長 兼 臭素・難燃ソリューション事業部管掌 2019年６月　同社常務取締役 社長室長 兼 ケミカル・ソリューション事業部、臭素・難燃ソリューション事業部（現マテリアル・ソリューション事業部）関与 兼 IOT推進担当 2020年６月　同社常務取締役ケミカル・ソリューション事業部、マテリアル・ソリューション事業部関与 マナック（上海）貿易有限公司董事長（現任） 2021年10月　当社常務取締役（現任） マナック㈱取締役常務執行役員 ファインケミカル事業部、ヘルスサポート事業部、事業管理担当 兼 マテリアル・ソリューション事業部関与（現任）	38,000株
取締役候補者とした理由		他社において多様な事業に従事した経験等を有し、国内及び海外における事業に精通しており、当社グループの更なる成長・発展に対する貢献が期待できることから、取締役候補者といたしました。	

氏名 （生年月日）		略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	※ 菅田光孝（すがたみつたか） (1962年5月28日生)	1986年４月　東洋曹達工業㈱（現 東ソー㈱）入社 2001年10月　TOSOH FINE CHEMICALS PTE.（出向） 2011年６月　東ソー㈱ 有機化成品事業部 アミン部長 2016年６月　大洋塩ビ㈱（出向） 2018年６月　東ソー㈱ 有機化成品事業部 企画開発室長 2019年６月　同社購買・物流部原燃料グループ・リーダー 2022年３月　同社執行役員 購買・物流部長 兼 原燃料グループ・リーダー（現任）	－株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要		菅田光孝氏は、ファインケミカルを中心とした化学業界全般の知識・経験を有しており、当該知見を活かして化学業界に関する専門的な観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくのに適任と考え、社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただく役割を期待しております。	

氏名 （生年月日）		略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	相田（あいだ）美砂子（みさこ） (1955年３月24日生)	1998年10月　広島大学理学部教授 2000年４月　同大学大学院理学研究科教授 2013年４月　同大学副学長（大学経営企画担当） 2016年４月　同大学理事・副学長（大学改革担当） 2020年４月　同大学学術・社会連携室特任教授（現任） 2020年４月　同大学学長特命補佐（研究人材育成担当）（現任） 2021年６月　マナック㈱社外取締役 2021年10月　当社社外取締役（現任）	－株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要		相田美砂子氏は、当社の事業領域である化学を専門分野とされており、加えて大学経営にも携わってこられた経験から、客観的・中立的経営の観点で取締役会の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくのに適任と考え、社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただく役割を期待しております。	

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。
２．菅田光孝氏及び相田美砂子氏は、社外取締役候補者であります。
３．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
４．相田美砂子氏は、現在、当社の監査等委員である取締役以外の社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって９ヵ月となります。また、同氏は過去に当社子会社であるマナック株式会社の社外取締役でありました。
５．社外取締役候補者　菅田光孝氏は東ソー㈱の執行役員 購買・物流部長 兼 原燃料グループ・リーダーを兼務しており、当社連結子会社であるマナック㈱は同社との間に商品及び原材料の仕入、製品販売等の取引関係があります。
６．当社は、菅田光孝氏が本総会において原案どおり監査等委員である取締役以外の社外取締役に選任されますと、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。
また当社は、相田美砂子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づく責任限定契約を締結しておりますが、本総会において同氏が原案どおり監査等委員である取締役以外の社外取締役に再任されますと、同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は、会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を、同法第425条第１項の最低責任限度額とするものであります。
７．当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認された場合には、各取締役が当該保険契約に基づく被保険者となります。
当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。
なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項とされており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
当該保険契約は１年毎に契約を更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額決定の件

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等につきましては、当社定款附則第２条第１項におきまして、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の内、金銭で支給するものの総額は年額160百万円以内（うち社外取締役分８百万円以内）とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬額の内、金銭で支給するものを、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額160百万円以内（うち社外取締役分８百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

現在、監査等委員である取締役以外の取締役は６名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「監査等委員である取締役以外の取締役５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役以外の取締役の員数は５名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準及び今後の動向を総合的に勘案しつつ、指名諮問・報酬諮問委員会における審議、答申を経て決定しており、上記の当社を取り巻く環境及び報酬決定方針を踏まえ、取締役会として相当であると判断しております。また、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

第４号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第２条第２項におきまして、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの監査等委員である取締役の報酬等の内、金銭で支給するものの総額は年額24百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につき、改めてご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員である取締役の報酬等の内、金銭で支給するものを、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額24百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

現在、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役２名）であります。

なお、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準及び今後の動向を総合的に勘案しつつ、指名諮問・報酬諮問委員会における審議、答申を経て決定しており、上記の当社を取り巻く環境及び報酬決定方針を踏まえ、取締役会として相当であると判断しております。また、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

第５号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬につきましては、当社定款附則第２条第３項におきまして、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの監査等委員である取締役以外の取締役については、年額64百万円以内（うち社外取締役320万円以内）とし、監査等委員である取締役については年額960万円以内とすることを定めております（以下報酬の対象となる取締役を「対象取締役」といいます。）。

つきましては、第３号議案及び第４号議案の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式報酬につき、ご承認をお願いするものであります。監査等委員である取締役以外の取締役については譲渡制限付株式の総数６万株（うち社外取締役３千株）を、監査等委員である取締役については譲渡制限付株式の総数１万株を、それぞれ各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限といたします。（但し、当会社の普通株式の株式分割（当会社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。）。

現在、監査等委員である取締役以外の取締役は６名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「監査等委員である取締役以外の取締役５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役以外の取締役の員数は５名（うち社外取締役２名）となります。また、現在の監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役２名）であります。

なお、本議案については、当社を取り巻く環境及び報酬決定方針を踏まえ、取締役会として相当であると判断しております。また、本議案は、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

対象取締役は、当会社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することで当会社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利とならない範囲で当会社取締役会において決定いたします。これによる当会社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当会社と対象取締役との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものであります。

① 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当会社株式（以下「本割当株式」といいます。）について、３年以上で当会社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といい

ます。）、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものといたします（以下「譲渡制限」といいます。）。

② 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日の前日までに当会社の取締役を退任した場合には、当会社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

③ 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日まで継続して、当会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、当該取締役が、当会社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当会社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

④ 本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において上記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得いたします。

⑤ 当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当会社の取締役を退任することとなるときには、当会社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。この場合には、当会社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除が生じない場合には、当会社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都中央区京橋三丁目１番１号
東京スクエアガーデン　５階　東京コンベンションホール（TCH） 中会議室Ⅱ
電話　03－5542－1995

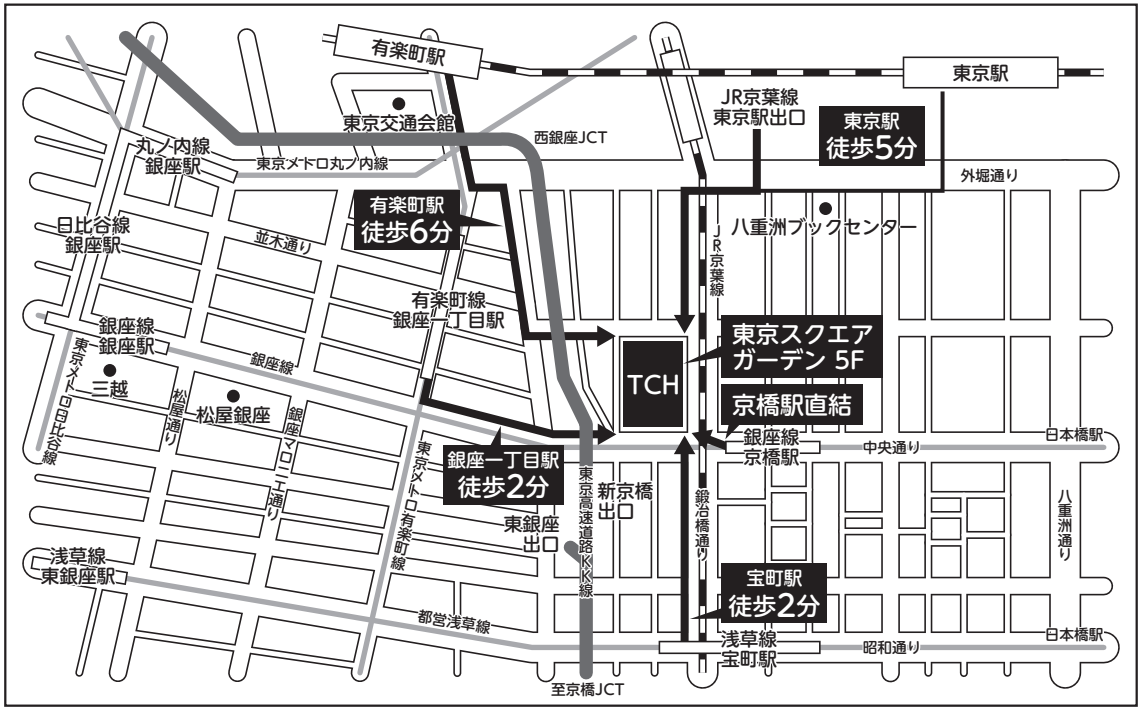

◉交通のご案内

- JR「東京駅」八重洲南口　徒歩５分
- JR「有楽町駅」京橋口　徒歩６分
- 東京メトロ銀座線「京橋駅」３番出口　直結
- 東京メトロ有楽町線「銀座一丁目駅」７番出口　徒歩２分
- 都営浅草線「宝町駅」Ａ４出口　徒歩２分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。